

## (2-4) 評価、卒業等の基準

### 単位認定及び評価の基準

試験の上で単位認定する。

なお、授業時間の3分の2以上の出席（実習の場合は5分の4以上の出席）がなければ試験を受けることは出来ない。

### 評価基準

優・・・100点～80点

良・・・79点～70点

可・・・69点～60点

59点以下及び受験しなかった場合は不可

### 学位及び専攻分野（学位規程第2条）

保健科 短期大学士（保健科学）

## 吉備国際大学短期大学部学位規程

### （目的）

第1条 学校教育法第68条の2第3項及び学位規則（昭和28年文部省令第9号）に基づき、本学において授与する学位については、吉備国際大学短期大学部学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### （学位及び専攻分野）

第2条 本学において授与する学位は次のとおりとする。

保健科 短期大学士（保健科学）

### （学位授与の要件）

第3条 短期大学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

### （学位記の様式）

第4条 本学において授与する学位記は、別表Iによる。

### （学位授与の取り消し）

第5条 本学において学位を授与された者で、次の事実があったときは、学長は教授会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

(1) 不正の方法によって学位を授与された事実が判明したとき

(2) 栄誉を汚辱する行為があったとき

2 前項の決議は、教授会の構成員の3分の2以上が出席し、かつ、3分の2以上の同意を要する。

### （学位の名称）

第6条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「吉備国際大学短期大学部」と付記するものとする。

### （記録の保存）

第7条 学位を授与したときは、必要事項を記録した学位授与記録簿を作成し、これを教

務課において保存する。

(学位記の再交付)

第8条 学位記の再交付を受けようとするときは、その事由を記載した申請書を提出し、学長に願い出なければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別にこれを定める。

附則 この規程は平成18年1月1日から施行する。

附則 この改正規程は平成22年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、従前の規定による。

学位規程 別表I

				吉短学第	号
学 位 記					
氏 名					
生年月日					
本学〇〇科〇〇専攻所定の課程を修め本学を卒業したので					
短期大学士(〇〇〇)の学位を授与する。					
大 大 吉 学 学 備 〇〇〇年〇〇月〇〇日 部 短 国 印 期 際					
学校法人	順正学園	総長			印
	吉備国際大学短期大学部	学長			印